

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 5 回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 こども育成部 こども青少年課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)				
開催日時		平成 2 6 年 7 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 ~ 正午				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 2 階 第 4 会議室				
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	3 人 (こども育成部長、こども青少年課長、他 1 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		議 題 ( 1 )(仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について  ( 2 ) こどもミーティングについて  ( 3 ) その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 議 題

#### ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について

##### 条例案の第 5 章及び第 6 章について

委員長の進行により、第 4 回検討委員会で協議持ち越しとなっていた第 5 章及び第 6 章について、前回依頼のあった参考資料についての説明を事務局より行い、前回の保留事項について改めて再協議された。

救済委員については、議論の末、独任として設け、勧告等必要な事項については合議を経るという形で、条例又は規則に規定することで採決され、承認された。

- ・第 5 章 第 1 5 条 (子育て家庭の支援) 及び第 1 6 条 (困難を抱える子育て家庭の支援) について

1 5 条第 1 項の「保護者が子どもを育てることに喜びを感じることができるよう」は、「安心して子育てができるよう」など、共有できる文言に。

次世代育成支援行動計画後期計画の冊子の基本方針を盛り込んだら「喜びを感じる」ところを肉づけできるのではないか。

子ども・子育て支援計画に関わる部分もあり、そこも踏まえて検討したい。

第 1 6 条の見出しの「困難を抱える」という表現は、「困難な状況にある」や「困難である」という表現が良いのではないか。

抱えるということ自分から持つようなイメージ。表現を含めて整理をお願いしたい。

- ・第 6 章 第 1 7 条 (子どもの権利救済委員の設置) 第 1 8 条 (救済委員の職務) 第 1 9 条 (相談・救済の申出等) 第 2 0 条 (報告及び公表) について  
救済委員となっているが、救済機関としての位置づけは。

前回議論になったが、救済委員は原則独任制とする。一部合議体の決をもって対応することもイメージしている。迅速性が必要な個々の救済は独任制、勧告を行う等で合議による判断が必要な場合は合議制の役割を持つことを想定している。また、救済委員というと個人か組織かわかりにくいということであるので、委員とするのか委員会という組織がいいのか検討していく。

合議をしたことによる合議結果の責任は救済委員が連帯して負うということか。

代表は決めるとしても、連帯で追うということになる。

独任で救済にあたりつつ、情報共有やすり合わせを行う程度とっていた

が、連名で合議制として責任を負うということになると、合議体そのものの権限を条例に規定する必要がある。

規定の仕方については、法務担当課と協議する。

独任制であっても組織として事務局を置くことになると思うが、その規定は条文に盛り込むのか規則か。

それについても、審議会の担当課と協議する。

合議体の制度を考えるなら事務局を条例に規定すべき。

独任制の部分と合議制の部分があるので書き方を整理する必要があると考える。

独任と合議は成り立たないのではないか。

それぞれの委員が独任で、合議するという形にすればいいのではないか。

合議体とは別である。

協議の中で、独任制の利点と合議制の利点、いろいろあるとわかったので、できるだけ機敏に柔軟に対応できる独任制を活かしつつ、勧告等では合議という形をとるということが出来ないか。そういうものを条例、規則にしていきたい。独任とするべきとして協議していただいた。これを基本にしていきたい。

他の委員会、例えば農業委員会のようなイメージを持っている。委員長を置いて組織体の役割を担うという、合議制ではないかと思う。

独任制で権限を持たせるとなると、一人の責任が重すぎるのではないか。現実として委嘱できる人がいるかどうか。合議体として、委員会という組織として動いた方がいいのではないか。

救済委員の責任は確かに重いが、子どもの権利保障のためには、本当に必要なことを盛り込むことを考えるべきではないか。その重責に見合った手当をしていく事も考える必要がある。

独任制を取っている委員会は他にないのか。監査委員は独任ではないか。監査する、しないは合議で決めているようだが、仕組は独任。規定はどうなっているのか、参考になるのではないか。

合議の必要性は感じるが、それをどこ規定するか。合議とする事項を規則で定めるなどすればいいのではないか。

原則独任だが、合議の事項を定めれば、委員会にしくなくても良くなるのではないか。

第17条第5項の相談・調査員については、委嘱や職務の規定を入れる必要があるのではないか。

救済委員の規定を準用する予定である。

その場合、規則で準用するということを明記すべき。

子どもだけでなく、保護者や先生からの相談もあるようだが、本市の場合もそういう想定が必要ではないか。

そういったこともあると考えている。

第19条の第4項で、子どもの権利を保障するため、もう一步進んだところで「勧告」まで入れることはできないか。

この委員会として、「勧告」を入れていく事を提言したいと考える。

勧告より重いものもあるので、どこまで入れるべきかを議論する必要がある。ある程度強い姿勢は出すべきである。

できるだけ強く出したいが、現状の中では罰則までは至らないとしても、「勧告」を入れるということは、当委員会の意見として挙げさせていただく。勧告しても改善されない場合の次の規定が入れられるのか。

勧告しても改善されない場合のことは、第20条にある公表が、行政としては限度であろうと思われる。公表の方法は規則で設けていただくということをお願いしたい。

他市の条例にあるが、子どもへの救済制度の周知と関係者は救済委員に協力するというを入れて欲しい。

救済委員の広報は必要である。川崎市や藤沢市のオンブズマンは年に数回、広報紙でアピールしている。ホームページも探すと出てくると思う。市民に広く周知する広報手段を工夫していただきたい。

規則に規定する事項について、委員の解職、守秘義務は条例で規定すべきではないか。

いただいた意見を元に修正し、法務担当課とも調整して、次回修正案を提示する。

#### 条例案の第7章、第8章及び附則について

第21条の第1項2号の「総合的かつ計画的」、第22条の第1項の「総合的な推進計画」とは、何を指すのか。これから作るものか、すでに計画としてあるものを読み替えるのか。

現在、子どもの総合的な計画として、次世代育成支援行動計画があり、子どもの権利についても盛り込まれている。平成27年4月からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな計画を策定することになっており、現在、子ども・子育て会議で策定作業が進められている子ども・子育て支援事業計画が、子どもに関する総合的かつ計画的なもの、総合的な推進計画として位置づけているものである。

第22条の第2項の「検証組織」、第23条の「検証するための組織」とは、何を以って検証組織とするのか。何を指すのか。

子ども・子育て支援事業計画案の策定、計画策定後の進捗管理も行う「子

ども・子育て会議」を検証組織、検証するための組織とするもの。  
条例の評価・検証がないが、そのあたりが含まれているのか、そういった表現を入れ込む必要があるのではないか。

附則において、第6章の規定が公布後1年以内というのは、救済制度の準備期間を要するためとの理解で良いか。

委員の委嘱や相談員の公募等の準備期間が必要であるため、半年後の10月施行を目指し、2段階施行となることをご了解いただきたい。

(2) こどもミーティングについて

子どもの意見聴取の場として9月に開催する「こどもミーティング」(区ごとに3会場で開催)について、条例検討委員に各会場に分かれて参加いただくため、参加可能な日程を伺った。

次回、分担を示すとともに、詳細を説明することとした。

(3) その他

特段の議題なし。次回の開催日程等の連絡を行った。

以 上

（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員  
出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	岩城 栄二	横浜弁護士会 弁護士		出席
2	大溝 茂	桜美林大学教授	委員長	出席
3	小川 紳夫	元小山小学校長（退職校長会）		出席
4	森 長秀	日本大学准教授	副委員長	出席
5	遠藤 靖明	公募委員		出席
6	小林 祥子	公募委員		出席
7	下鳥 良礼	相模原人権擁護委員協議会		出席
8	田代 秀之	相模原市小中学校 P T A 連絡協議会		出席
9	田所 昌訓	相模原市自治会連合会		出席